

土砂簡易検査に係る基準超過土砂検定試験項目（R3(2021).4.1）

別表 1

【溶出量基準】

項 目	基 準	測 定 方 法
カドミウム及び その化合物	検液 1 L につきカドミウム 0.003mg 以下であること	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
六価クロム化合物	検液 1 L につき六価クロム 0.05mg 以下であること	規格K0102 の65.2（規格K0102 の65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、規格K0102 の65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170－7の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）
クロロエチレン	検液 1 L につき0.002mg 以下 であること	平成 9 年 3 月環境庁告示第10号（地下水の水質汚濁に係る環境基準について）付表に掲げる方法
シ マ ジ ン	検液 1 L につき 0.003mg 以下 であること	昭和46 年12 月環境庁告示第59 号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「水質環境基準告示」という。）付表6の第 1 又は第 2 に掲げる方法
シアン化合物	検液中にシアンが検出されない こと	規格K0102 の38 に定める方法（規格K0102 の38.1.1 及び38 の備考11 に定める方法を除く。）又は水質環境基準告示付表 1 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 L につき0.02mg 以下 であること	水質環境基準告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
四 塩 化 炭 素	検液 1 L につき 0.002mg 以下 であること	規格K0125の 5.1、 5.2、 5.3.1、 5.4.1又は 5.5に定める方法
1, 2－ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること	規格K0125の 5.1、 5.2、 5.3.1 又は 5.3.2に定める方法
1, 1－ジクロロ エチレン	検液 1 L につき0.1mg 以下 であること	規格K0125の 5.1、 5.2又は 5.3.2 に定める方法
1, 2－ジクロロ エチレン	検液 1 L につき0.04mg 以下 であること	シス体にあつては規格K0125の 5.1、 5.2又は 5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の 5.1、 5.2又は 5.3.1に定める方法
1, 3－ジクロロ プロペン	検液 1 L につき 0.002mg 以下 であること	規格K0125の 5.1、 5.2又は 5.3.1 に定める方法
ジクロロメタン	検液 1 L につき0.02mg 以下で あること	規格K0125の 5.1、 5.2又は 5.3.2 に定める方法

項 目	基 準	測 定 方 法
水銀及びその化合物	検液 1 Lにつき水銀0.0005mg以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと	水銀にあっては水質環境基準告示付表2に掲げる方法、アルキル水銀にあっては水質環境基準告示付表3に掲げる方法及び昭和49年9月環境庁告示第64号（環境大臣が定める排水基準に係る検定方法）（以下「排出基準検定告示」という。）付表3に掲げる方法
セレン及びその化合物	検液 1 Lにつきセレン0.01mg以下であること	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること	規格K0125の 5.1、 5.2、 5.3.1、 5.4.1又は 5.5に定める方法
チ ウ ラ ム	検液 1 Lにつき 0.006mg以下であること	水質環境基準告示付表5に掲げる方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき 1 mg以下であること	規格K0125の 5.1、 5.2、 5.3.1、 5.4.1又は 5.5に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき 0.006mg以下であること	規格K0125の 5.1、 5.2、 5.3.1、 5.4.1又は 5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること	規格K0125の 5.1、 5.2、 5.3.1、 5.4.1又は 5.5に定める方法
鉛及びその化合物	検液 1 Lにつき鉛0.01mg以下であること	規格K0102の54に定める方法
砒素及びその化合物	検液 1 Lにつき砒素0.01mg以下であること	規格K0102の61に定める方法
ふっ素及びその化合物	検液 1 Lにつきふっ素0.8mg以下であること	規格K0102の34.1（規格K0102の34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格K0102の34.1.1c）（注(2)第3文及び規格K0102の34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び水質環境基準告示付表7に掲げる方法

項 目	基 準	測 定 方 法
ベ ン ゼ ン	検液 1 Lにつき0.01mg以下 であること	規格K0125の 5.1、 5.2 又は 5.3.2に定める方法
ほう素及びその化合物	検液 1 Lにつき ほう素1mg以下であること	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に 定める方法
ポリ塩化ビフェニル (P C B)	検液中に検出されないこと	水質環境基準告示付表 4 に掲げる方 法
有機りん化合物（パラチオ ン、メチルパラチオン、メチ ルジメトン及びEPNに限る）	検液中に検出されないこと	排出基準検定告示付表 1 に掲げる方 法又は規格K0102の31.1に定める方 法のうちガスクロマトグラフ法以外 のもの（メチルジメトンにあっては、 排出基準検定告示付表 2 に掲げる方 法）

【含有量基準】

項 目	基 準	測 定 方 法
カドミウム及び その化合物	土 壤 1 kgにつきカドミウム45mg 以下であること	日本産業規格K0102（以下「規格」という。） 55に定める方法（準備操作にあつては、規格52の備考6に定める方法を除く。）
六価クロム化合物	土 壤 1 kgにつき六価クロム250mg 以下であること	規格65.2（規格65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）
シアン化合物	土 壤 1 kgにつき遊離シアン50mg 以下であること	規格38 に定める方法（規格38.1 及び38の備考11 に定める方法を除く。）
水銀及びその化合物	土 壤 1 kgにつき水銀15mg以下 であること	水質環境基準告示付表2に掲げる方法
セレン及びその化合物	土 壤 1 kgにつきセレン150mg以下 であること	規格67.2又は67.3又は67.4 に定める方法
鉛及びその化合物	土 壤 1 kgにつき鉛150mg以下 であること	規格54に定める方法（準備操作にあつては、規格52の備考6に定める方法を除く。）
砒素及びその化合物	土 壤 1 kgにつき砒素150mg以下 であること 農用地（田に限る）においては、 土 壤 1 kgにつき15mg未満である こと	規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
ふっ素及びその化合物	土 壤 1 kgにつきふっ素4000mg 以下であること	規格34.1（規格34 の備考1 を除く。） 若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200ml に硫酸10ml、りん酸60ml 及び塩化ナトリウム10g を溶かした溶液とグリセリン250ml を混合し、水を加えて1,000ml としたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格34.1.1c)（注(2)第3文及び規格34の備考1を除く。）に定める方法及び水質環境基準告示付表7に掲げる方法
ほう素及びその化合物	土 壤 1 kgにつきほう素4000mg 以下であること	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
銅	農用地（田に限る）においては、 土 壤 1 kgにつき銅125mg未満 であること	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法